

2007年12月15日

人間科学研究科長 殿

川田 美紀氏博士学位申請論文報告書

川田 美紀氏の学位申請論文を下記の審査委員会は、人間科学研究科の委嘱をうけて審査してきましたが、2007年12月5日に審査を終了しましたので、ここにその結果をご報告します。

記

1. 申請者氏名 川田 美紀
2. 論文題名 地域コミュニティにおける自然の共同利用と管理

3. 本文

1) 本論文の目的と構成

本論文は、いわゆる「自然」と想定される動植物が、地域のコミュニティ空間において、どのように共同利用されるとともに、制御されているのかを生活環境主義モデルを使いながら分析したものである。また、研究史的には環境社会学の分野で研究が深められているコモンズ研究の中で、この分析がどのように位置づけられるかに配慮しながら、問題点を摘出している。そして基本的には、地域コミュニティという組織体が環境保全に対してどういう機能をもっているかを明らかにしようとした。

1章では既存の先行研究と本研究との間の研究史的な位置づけをおこなうとともに、問題関心と分析視角を提示している。大きくは、人間中心主義と生態系中心主義という2つの「自然保護」論の基本的な立場の差異があることをふまえて、その立場からのそれぞれの研究の成果を照合しつつ、その欠を補う1つの方法として、コミュニティの視点から「自然保護」を論じる可能性をさぐるという自分の研究の位置づけをしている。

つづく2章、3章、4章では、茨城県銚田市高田地区を事例地として、村落空間における自然利用の実態を明らかにしている。最初の2章では、村落空間全体における自然利用実態を網羅的に点検した後、資源の性質、利用方法、利用者属性などの側面から自然利用に関するコミュニティ・ルールを浮き彫りにしている。そこで示されたことは次のようなことである。すなわち、資源利用のルールは固定的ではなく、どの属性のいかなる利用であるかによって容易に変化している。その理由は、そもそもコミュニティ・

ルールというものは単に人々の利用を制限したり、拘束したりする類のもののみではなくて、弱者の過度な利用を容認したり、楽しみとしての共同利用を肯定するものがあったからであるということを見つけだしている。

また、この章での分析を通じて、私有地においてもかなり共同利用がなされていたことも明らかとなったことにより、次の3章では共有地にかぎらず、私有地に視野を広げ、私有地において共同利用が成り立つ条件を検討している。さらにそれにつづく4章では共同利用が目立つ水辺空間に注目し、水辺における人と自然とのかかわりが、環境改変の前後でどのように変化したのか、自然利用の側面から具体的に記述している。

5章では、日本の代表的な2つの湖である琵琶湖と霞ヶ浦それぞれに流入する2つの河川流域の複数集落を事例地として、流域の各集落における河川水、湧水、井戸水などの日常的な利用実態を記述し、水利用、とくに水質維持にコミュニティがどのように関与しているのかを比較分析している。2流域間の水利用に対するコミュニティの関与には差がみられたが、その差は水資源の得やすさといった自然条件の違い以外に、各流域の水利用施設の形態の違いという文化的特性が関係していると考えられると指摘している。そして最後の6章では本論文の知見を総括し、その学問的、実践的意義について論じている。

2) 本論文の知見

各コミュニティには法律や条例と異なった地域固有のコミュニティ・ルールというものがああり、それが一般に想定されている以上に作動しており、それがしばしば自然を保護する機能として不可欠な役割をはたしていることの指摘が本論文でなされている。これは法律や条例では、人びとの生活の実態を十分に覆いきれないため、コミュニティが独自に人間と自然との関わりのルールを定め、そのルールに全員ができるだけ従うことによって地域自然を持続的に保全しようとする結果による。ただ、どうしてもこのようなルールを守らない者もいるわけで、法律ではないから罰則規定はないものの、「地域での評判」という形で制裁をするなどという方法の指摘なども本論文ではみられた。

人びとが自然資源（土地）とかかわる場合、当然、法的所有権が有力な権利として認められているものの、それ以外に2つの権利生成のメカニズムがある。すなわち、「働きかけ」によるものと「総有」意識によるものである。それは本論文が示している事例地においても、これら2つの要因をうまく使いながら、人びとはコミュニティ内の自然を持続的に利用することを可能にしていた。2つの要因のうち、前者は個人の努力をコミュニティが評価、保障する機能、後者はコミュニティの成員全員の生存や豊かさ、あるいは成員個人の努力では解決不可能な部分をコミュニティが保障する機能を有しているという。

また、いうまでもなく、コミュニティが無条件に「自然保護」機能を有しているのではなく、“ある条件下において”そのような機能を持つのであって、その条件の分析も本論文でなされている。

3) 本論文の評価

本研究は環境社会学の分野のうちの、自然と人間との関係を分析する分野の研究である。この分野はとりわけ、人びとが共同の利用の権利をもつことが歴史的に多かった入会地や河川や森林などの分析に主力が注がれている。この論文の特徴は、屋敷地や私有の田畑をも含み込んだ総体としてのコミュニティを対象としているところに特色がある。そしてコミュニティがもっているコミュニティ内のルールが自然の持続的利用と管理に重要な役割を果たしていることを示した。また、そのルールがどのような要因で作動しているのかにも言及しており、学会に寄与するところが大きいとともに、地域の環境施策を模索している行政に対しても、有益な示唆を与えるものであると評価することができるであろう。

とくにこの論文に対する印象として、本論文は長年に渡る緻密な実証を積み重ねた上での成果であることであり、明らかにしたことは地味なことではあるものの、その実証の重みによって、極めて説得力のあるものであるということが出来る。

以上の事由により、本論文が博士（人間科学）の学位論文としえ十分に価値あるものと全員一致で以て認め、合格と判定した。

4. 川田 美紀氏 博士学位申請論文審査委員会

主任審査員	早稲田大学 教授	文学博士（筑波大学）	鳥越 皓之
審査員	早稲田大学 教授	博士(人間科学)（早稲田大学）	蔵持 不三也
審査員	早稲田大学 教授	農学博士（東京大学）	柏 雅之